

障がい者の緊急時受入・対応機能の整備について

緊急事態発生

<事例 1>

知的障がい者、認知症の父、精神障がいのある母との三人暮らし。母が突然失踪し、本人は障がい福祉サービスを受けていなかったため、金曜の夜から月曜の朝まで、障がい者基幹相談支援センターがボランティアで対応する。

<事例 2>

重度の知的障がい者と高齢の母との二人暮らし。日中事業所へ通所している間に、母が緊急入院し、帰宅しても生活できず、また一時保護施設も無いため、日中活動事業所が、事業所に宿泊させボランティアで介助等を行う。

<事例 3>

重度の知的障がい者と高齢の母との二人暮らし。母が急遽入院することになったが、本人は障がい福祉サービスを受けておらず、居宅生活が困難であるため、障がい者基幹相談支援センターが、法人の短期入所施設の空きベッドを無償提供し介助等を行う。

**一時保護施設や緊急時支援事業が無い。
やむを得ずボランティアで支援した部分について対応が必要**

障がい者緊急一時保護事業 (R 2 年度から実施)

【緊急性が高く一時的な保護が必要である場合】

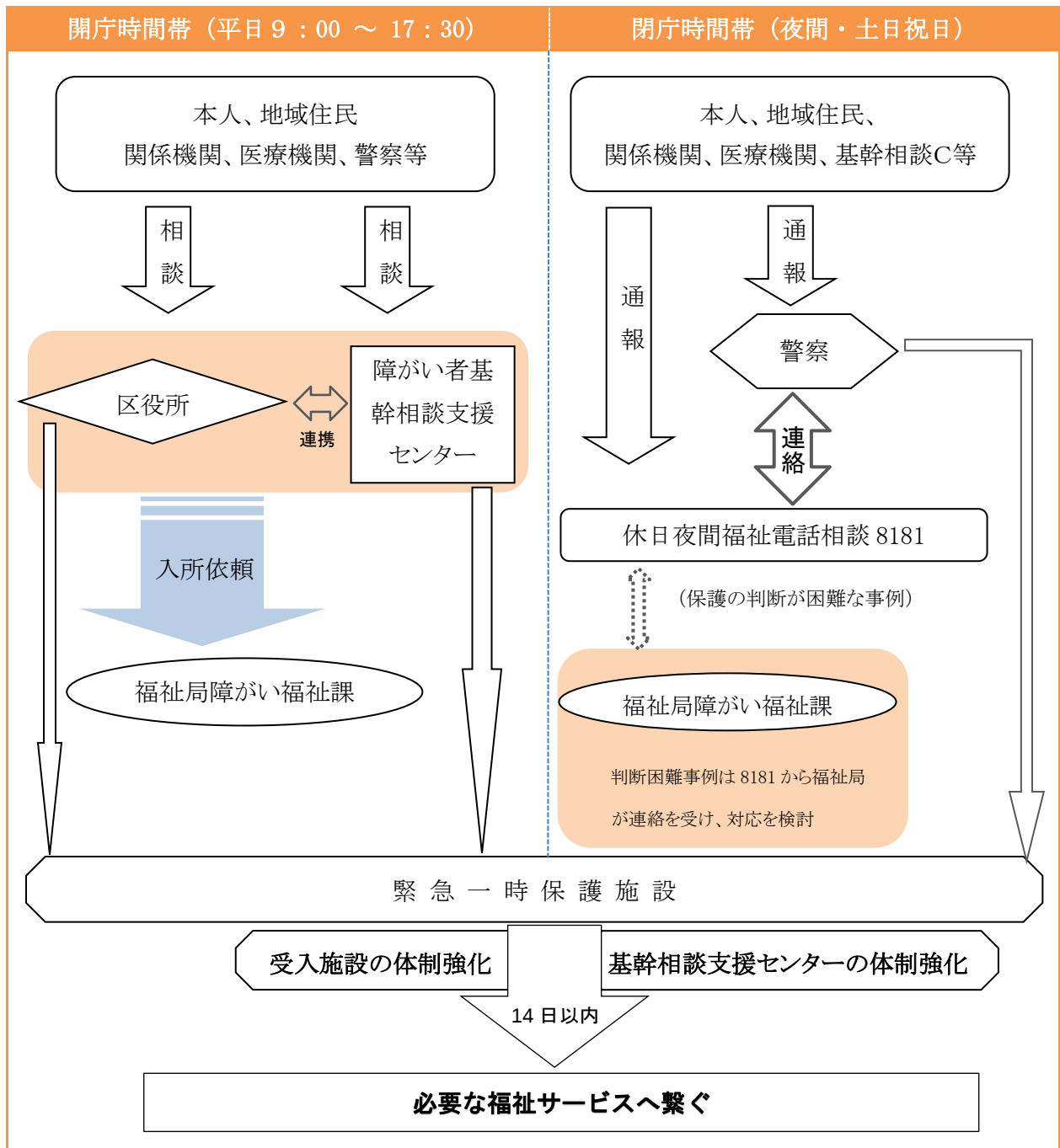
緊急一時保護施設（入所施設）において支援を行う。（2 床）

夜間・休日等緊急一時支援事業 (R 1 年度から実施)

【緊急一時保護までの必要性が無いが、日常生活に支援が必要である場合】

障がい福祉サービス事業所が対象者の居宅等を訪問し、日常生活の継続に必要な介助等の支援を行う。

障がい者緊急一時保護事業の流れ



令和2年1月31日

各区障がい者基幹相談支援センター 管理者 様
各地域活動支援センター（生活支援型） 施設長 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長

大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業の実施について（通知）

標題について、夜間・休日に介護者が急病等により不在となる等の緊急事態が生じた際に対応に苦慮される事例も見受けられることから、次のとおり緊急時の支援事業を実施しますのでお知らせします。

つきましては、本通知、事業実施要綱（別紙1）及びフロー図（別紙2）の内容をご了知のうえ、円滑な事業実施にご協力をお願いします。また、区保健福祉センターと連携し、適宜、地域自立支援協議会等を活用する等、障がい福祉サービス事業者等への周知にご協力をお願いします。

記

1 目的

地域において在宅で生活している障がい者等について、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合であって、やむを得ない事由により障がい福祉サービス等を利用することができない場合等に、支援者が居宅を訪問する等して支援を行った際の経費の一部を支給することにより、地域での安心した生活を支える体制を確保することを目的として実施します。

2 事業概要

在宅において家族の介助を受けて生活していた障がい者について、家族の急病などで緊急に支援が必要な状態となったが、休日・夜間のため障がい福祉サービスの支給申請ができないなどにより障がい福祉サービス等を利用できない場合に、指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所・入所支援事業者及び障がい者基幹相談支援センター（以下「事業者」という。）の従業員が居宅を訪問する等して介助等の支援を行ったときに、その時間数（障がい福祉サービス等の支給決定等を行う日※までの原則通算72時間以内に限る。）に応じて所定の経費を支給します。

※障がい福祉サービス等の支給決定等を行う日 … 障がい福祉サービスの支給決定を行

う場合にあってはその支給決定の有効期間の開始日、特例介護給付・特例訓練等給付を決定する場合にあってはその申請日、やむを得ない事由による措置を実施する場合にあってはその決定日のうち、最も早い日を指します。

3 対象者

次の（１）から（４）のすべてに該当する方が対象者となります。

- （１）大阪市内に居住する障がい者又は障がい児※
- （２）在宅において介助者と同居して生活しているが、介助者が急病その他緊急かつやむを得ない事由により不在となった者又はこれに準ずる者。ただし、現に医療機関に入院している者を除く。
- （３）直ちに訪問等による支援を行わなければ日常生活の継続に支障を来すと認められる者
- （４）原則として障がい福祉サービスの支給決定を受けておらず、これらのサービスを利用できない者

※ 障がい者及び障がい児の定義については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に準じます。

4 本事業の利用の手順

- ① 緊急に支援を要する事態が生じ、事業者が支援を提供する場合、事業者は本人から支給申請書（様式第１号）、申立書（様式第２号）及び委任状（様式第３号）を受領するとともに、支援の提供後、提供実績記録票（様式第６号）を作成し、本人の確認を受ける。なお、申立書は、本人に代わって事業者が作成することができる。
- ② 事業者※１は、支給申請書、申立書、委任状を居住区の保健福祉センターへ提出する。事後申請となる場合は、遅くとも支援の提供を開始後 10 開庁日以内に提出する。
- ③ 区保健福祉センターは記載内容の確認及び受付を行い、福祉局障がい福祉課へ送付する。
- ④ 区保健福祉センターは、本事業の利用後も本人が安定した日常生活を営むことができるよう、相談対応、専門機関の紹介、障がい福祉サービス等支給申請の勧奨等、必要な措置を行う。
- ⑤ 福祉局障がい福祉課は申請内容を審査して支給決定を行い、支給通知書（様式第４号）または不支給通知書（様式第５号）を区保健福祉センターへ送付する。
- ⑥ 区保健福祉センターは支給通知書または不支給通知書を本人の委任を受けた事業者（または本人）へ送付する。
- ⑦ 支給が認められた場合、事業者は、原則として支援を提供した翌月 10 日までに、福祉局障がい福祉課へ請求書、明細書、提供実績記録票、本事業直後の支給決定等が確認できる書類※２を送付し、経費を請求する。
- ⑧ 原則として、請求があつてから 30 日以内に経費が事業者へ支払われるので、事業者

は受領した金額を書面により本人へ通知する。

※1 本人が直接申請することも差し支えありません。

※2 本事業直後の支給決定等が確認できる書類 … 障がい福祉サービス等が支給決定された場合は受給者証、特例介護給付・特例訓練等給付の申請をした場合は当該申請にかかる受理書、やむを得ない事由による措置が実施された場合はその決定通知書（いずれも写し）

5 事業開始日

令和2年2月1日

※ 同日以降に生じた、緊急に支援を要する事態を対象とします。

6 留意事項等

- ・ 本事業は、緊急の事態に対してやむを得ず実施される支援を対象とするものであり、障がい福祉サービス、特例介護給付費、やむを得ない事由による措置等による対応が可能な場合は、それらが優先します。
- ・ 本事業の対象となる支援を提供する場合は、翌開庁日に、直ちに区保健福祉センターへ連絡し、必要な障がい福祉サービス等を利用することができるように支援をお願いします。また、障がい福祉サービス等の支給決定までの支援が途切れることで本人の日常生活に支障を来すと考えられる場合は、特例介護給付費・特例訓練等給付費の申請についてご相談ください。
- ・ 本事業の対象となる支援の提供は、事業者と利用者との契約に基づくものとなりますので、支援の提供にあたっては、少なくとも利用者の契約の意思を確認しておく必要があります。
- ・ 支給に関する疑義や支払事務等については、福祉局障がい福祉課において対応します。申請に際して不明な点等がありましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
担当 和田・墨・綾塚
〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号
TEL 06-6208-7939

大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において在宅で生活している障がい者等について、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合であって、やむを得ない事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に定める障害福祉サービス等を利用することができない場合等に、支援者が居宅を訪問する等して支援を行った際の経費の一部を支給することにより、地域での安心した生活を支える体制を確保することを目的として、その支給を行うために必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大阪市とする。

(対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大阪市内に居住する法第4条第1項に定める障害者又は同条第2項に定める障害児
- (2) 在宅において介助者と同居して生活しているが、介助者が急病その他緊急かつやむを得ない事由により不在となった者又はこれに準ずる者。ただし、現に医療機関に入院している者を除く。
- (3) 直ちに訪問等による支援を行わなければ、日常生活の継続に支障を来すと認められる者
- (4) 原則として法第5条第1項に定める障害福祉サービスの支給決定を受けておらず、これらのサービスを利用できない者

(対象となる支援の内容)

第4条 本事業は、対象者の居宅等を訪問し、状況の把握、関係機関との連絡調整、日常生活を継続するために必要な介助、及び付添いによる見守り等の支援の提供を対象とする。ただし、法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス等として提供されるものを除く。

なお、居宅での支援が困難であり、居宅以外の場所で一時的な滞在による支援（付添いによる見守り等を含む。）を行う場合は、対象者が滞在するために必要な広さや設備等を備えており、かつ衛生的に管理されている場所で行わなければならない。

(支援の提供者)

第5条 支援の提供者は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者、法第51条の14の指定一般相談支援事業者、法第51条の17の指定特定相談支援事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の3の指定障害児通所支援事業者等、同法第24条の2の指定障害児入所施設等、同法第24条の26の指定障害児相談支援事業者又は本市の各区障がい者基幹相談支援センターのいずれかの事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 支援の提供に従事する者は、前項に掲げる事業者の従業者でなければならない。
(支給の範囲)

第6条 支給期間は、緊急に支援を要する事態が生じた時点から、次の各号に掲げる支給決定又は措置を行う日までとし、この期間内に実施された支援について、その時間数に応じて支給する。支給量は、原則として通算 72 時間を上限とする。

- (1) 法第 19 条に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給決定
- (2) 法第 30 条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。）第 18 条第 1 項もしくは第 2 項に基づくやむを得ない事由による措置
- (4) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号。）第 15 条の 4 もしくは第 16 条第 1 項第 2 号に基づくやむを得ない事由による措置
- (5) 児童福祉法第 21 条の 6 の規定に基づくやむを得ない事由による措置

(支給額)

第7条 本事業の支給額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 523 号）の別表「第 2 重度訪問介護 1 重度訪問介護サービス費 イ」により算定した額とする。

なお、1 時間当たりの額を算定する場合にあっては 40 分以上の支援を要し、1 時間を超える支援について 30 分当たりの額を算定する場合にあっては、当該支援の終了時間に係るものについて 20 分以上の支援を要する。

(利用の申請)

第8条 支給を受けようとする者は、大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費支給申請書（様式第 1 号）により、居住地の区の保健福祉センターを経由して市長に支給の申請を行わなければならない。

なお、やむを得ない理由により事後の申請となる場合は、支援の提供を受け始めた日から 10 開庁日以内に申請を行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費支給に係る申立書（様式第 2 号）
- (2) 大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費の請求及び受領に関する委任状（様式第 3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項第 1 号に掲げる書類について、他の書類により確認できる場合、添付を省略させることができる。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、支給が適当であると認める場合、次の各号に掲げる事項を記載した、大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費支給通知書（様式第 4 号）により居住地の区の保健福祉センターを経由して申請者へ通知する。

- (1) 支援の提供者
- (2) 支給期間

(3) 支給量

- 2 市長は、前項の審査の結果、支給が不適當であると認めたときは、理由を記載した、大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費不支給通知書（様式第5号）により居住地の区の保健福祉センターを経由して申請者へ通知する。

(請求及び支払)

第10条 本事業費の支給を受けようとする者は、その請求及び受領を支援の提供者である事業者委任する。

- 2 委任を受けた事業者は、原則として、支援を提供した月の翌月10日までに、本市所定の請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 請求額の内訳が記載された明細書

(2) 大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業提供実績記録票（様式第6号）

(3) 第6条の各号に掲げる支給決定又は措置が確認できる書類等の写し（本事業の支給直後に必要な支援に係るものに限る。）

- 3 市長は、前項の請求があった場合、原則として、30日以内に事業費を支払うものとする。

- 4 前項の支払いを受けた事業者は、この支給の決定を受けた者に対し、受領した事業費の額を書面により通知するものとする。

(返還)

第11条 市長は、支給の決定を受けた者又は事業者が、この要綱に違反又は虚偽の申請をして事業費の支給を受けたときは、直ちに支給の決定を取り消し、既に支給した金額について、支給の決定を受けた者又は事業者へ返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第12条 事業者は、本事業に係る支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業提供実績記録票に記録し、支給の決定を受けた者の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の記録及び本事業費に係る経費の収支を明らかにした書類等を、その他必要書類とともに、第9条第1項の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(調査及び報告)

第13条 市長は、本事業費の支給に関して必要があると認めるときは、支給の決定を受けた者又は事業者に対し、文書による報告及び関係書類の提出又は提示を求め、調査を行うことができる。

(秘密保持)

第14条 本事業に係る支援を提供する者は、正当な理由なく、本事業により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本事業を所管する課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

障がい者夜間・休日等緊急時支援事業のフロー

